

第 104 回 金融業務能力検定（2010 年 1 月 24 日実施）

《模範解答》

・リレーションシップバンキング・事業再生コース

配点は、特に記載のない限り、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

成績通知は、3月4日の予定です。

社団法人 金融財政事情研究会
検定センター

合格基準 100 点満点で 60 点以上

（注）記述式の解答例は一例であり、下記以外の解答につきましては、試験委員会にて判断を行います。

【第 1 問】（55 点）

番号	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問 10
正解	1	2	4	3	3	1	2	1	3	4

番号	問 11	問 12	問 13	問 14	問 15
正解	4	4	2	2	1

【第 2 問】（15 点）

番号	問 16	問 17	問 18
正解	4	2	3

【第 3 問】（18 点）

《問 19》

（解答例）

(1) 中小企業の資産・負債・純資産の実態把握の手法について

中小企業の実態把握を行うためには、代表者個人の資産・負債の状況を調査したうえで、代表者個人の資産・負債を会社の貸借対照表に合算（内部取引は相殺）する必要がある。また、合算した貸借対照表について資産・負債の含み損益の調整、不良資産の控除等を行

うことにより、時価ベース（実態ベース）の資産・負債を把握し、実質純資産の額（債務超過の有無）を確認する必要がある。

(2) 月次試算表の精度が粗い中小企業の業績を把握する手法について

一般に、業績が順調であればその果実としての現金が蓄積され、業績が不振であれば現金が減少する。このため、現金の動向（資金繰り）を追跡することにより業績を把握することができる。

《問 20》

（解答例）

(1) 事業再生ADRを利用できる債務者の要件

過剰債務を主因として経営困難な状況に陥っており、自力による再生が困難であること。技術、ブランド、商圏、人材等の事業基盤を有し、事業に収益性や将来性があるなど事業価値があり、重要な事業部門で営業利益を計上しているなど、債権者からの支援によって事業再生の可能性があること。

会社更生、民事再生などの法的整理手続の申立により信用力が低下し、事業価値が著しく毀損されるなど、事業再生に支障が生じるおそれのあること。

以上の趣旨の記述があれば可とする。

(2) 債務者が事業再生ADRを利用するメリット

事業再生ADRは、基本的に金融債権者（金融機関等）だけを相手方として調整を進める手続であり、事業債権・売掛債権の債権者（取引先等）を巻き込む必要はない。このため、商取引を続けながら、再生に取り組むことができる。

事業再生ADRは、専門的知識を有する実務家（事業再生ADR事業者）の監督の下で進められる手続であり、信頼できる手続である。

債務者がつなぎ融資を受けやすくするため、つなぎ融資（一時的な資金繰り融資）に対する債務保証および法的整理に移行した際のつなぎ融資に対する優先弁済の制度が設定されている。

仮に関係者の意見がまとまらず、裁判所を利用した手続（特定調停や法的整理）に移行した場合であっても、裁判所は事業再生ADRの調整を引き継いで手続を進めるため、事業再生ADRの調整結果が尊重される。

原則として、債権放棄による損失の無税償却が認められるため、債権者（金融機関等）の協力が得られやすい。

以上のうち3つの記述があれば可とする。

【第4問】（12点）

《問 21》

（解答例）

Y社は、会社分割により、女性向け事業の受皿会社より現金10億円を受領する。この結

果，Y社の資産合計は50億円，負債合計は70億円となるため，20億円の実質債務超過となる。

《問22》

(解答例)

清算を実施する場合，Y社の実質債務超過額は20億円，B銀行借入金は50億円である。このため，清算において，B銀行は回収不能による損失(最大20億円)を被る可能性がある。一方，清算を実施する場合，Y社の実質債務超過額は20億円であり，B銀行借入金は無い。したがって，清算において，B銀行は損失を被ることはない。